

の資料により確認できることとする。

2. 不可抗力による損害の確認

工事請負契約書の第29条に基づき対応するものとし、損害の状況の確認については、施工計画書・実施工程表・損害の状況写真により確認できることとする。

業務においても、土木設計業務等委託契約書の第29条に基づき対応するものとし、損害の状況の確認については、業務計画書・履行状況等の資料により確認できることとする。

3. 被災した工事等に係わる本年度の支払いについて

東北地方太平洋沖地震により被災した工事、被災は受けなかったが地震により受注者が影響を受けたため年度内に完成する見込みがなくなった工事に係る本年度の支払い方法は、以下を基本とし、1)については発注者と受注者とが協議により決定することとする。

1) 年度内に完成する見込みがなくなった工事

① 本年度の出来高分については本年度において支払い、残りを繰り越す場合

- ・東北地方太平洋沖地震により、年度内に完成する見込みがなくなった工事のうち、中間前金払以外（前金払又は出来高部分払方式）の工事については、発注者と受注者とが協議により、部分払の回数を変更し、上記1及び2と品質が確認できる既存資料等に基づいて支払いを行うとともに、残りについては翌年度の完成した時点で支払いを行うこととする。
- ・中間前金払の工事については、「中間前金払をした工事について既済部分払ができることの特例について」（昭和48年3月22日付け建設省会発第1279号）による支払いを行うこととする。
- ・国債工事についても上記と同様に取り扱うこととする。

② 発注者と受注者とが協議により全てを繰り越す場合

- ・翌年度の完成した時点で支払いを行うこととする。

2) 年度内に完成する工事

東北地方太平洋沖地震により被災したが年度内に完成する工事については、工事請負契約書第32条による支払いを行うこととする。